

大学生等に対する奨学金制度の拡充について

【担当省庁：文部科学省】

- 意欲と能力のある大学生等が、経済的理由により修学を断念することができないよう、国全体でしっかりと支えていく必要がある。

国の「給付型奨学金制度」について、30年度本格実施を確実に行っていたいとともに、対象者について非課税世帯に限定することなく、少子化対策に貢献する一方で、教育費負担が重い多子世帯へ配慮するなど充実を図られたい。

- 新規貸与者の6割以上が有利子奨学金であるが、学生の就職後の奨学金返還による負担を軽減し、生活安定を図る必要がある。

無利子奨学金について、必要とする全ての子どもたちが貸与を受けられるよう、貸与人員の増員を確実に行っていただくとともに、成績基準を緩和していただきたい。

京都府
の担当課

文化スポーツ部 大学政策課 (075-414-4526)

概算要求の状況（文部科学省）

- 大学等奨学金事業の充実と健全性確保 1,181億円（29年度 1,059億円）
- 大学等奨学金事業の事業費と給付・貸与人数

	平成29年度	平成30年度要求
給付型奨学金	70億円 (2,800人)	105億円 (22,800人)
無利子奨学金	3,502億円 (51万9千人)	3,772億円 (56万3千人)
有利子奨学金	7,238億円 (81万5千人)	7,177億円 (80万3千人)

国が先行実施した給付型奨学金制度の状況（多子世帯が対象となっていない。）

- 30年度に本格実施する本制度の対象は非課税世帯や社会的養護が必要な者が対象
- 少子化に貢献する多子世帯こそ教育費負担を軽減すべき（所得制限を設けて）

実施年度	対象	給付基準
29年度（先行実施） 【給付人員2,800人】	非課税世帯の私立自宅外生 児童養護施設退所者等社会的 養護が必要な人	高等学校等在学時高い学習成績 意欲が有り進学後に優れた学習成 績が見込まれる
30年度（本格実施） 【給付人員2万人】	非課税世帯 児童養護施設退所者等社会的 養護が必要な人	高等学校等在学時高い学習成績 意欲が有り進学後に優れた学習成 績が見込まれる

奨学金貸与者の収入状況

- 日本学生支援機構の調査（平成27年度 奨学金の延滞者に関する属性調査）では、3か月以上の延滞者の77.0%が年収300万円未満、無延滞者では55.9%が年収300万円未満であり、延滞者の83.5%、無延滞者でも46.1%が奨学金の返還が負担と回答

日本学生支援機構奨学金の貸与者の推移

- 平成28年度新規貸与者42万9千人のうち61.9%が有利子奨学金を利用、無利子を上回る
- 教育の機会均等の実現には、非課税世帯ではない一定水準以下の所得世帯についても、無利子奨学金の成績基準を撤廃すべき
※京都府は、472万円以下の4人世帯の高校生を対象に成績要件なく修学金貸与制度を導入

無利子奨学金の成績基準

- 高校評定平均値3.5以上

- 平成29年度以降の「所得連動返還型奨学金制度」について
は、新規貸与者のみが対象となっている。

不公平感をなくすため、既に返還を開始している者に対して
も制度の対象とし、経済的に困難な返還者を広く救済された
い。

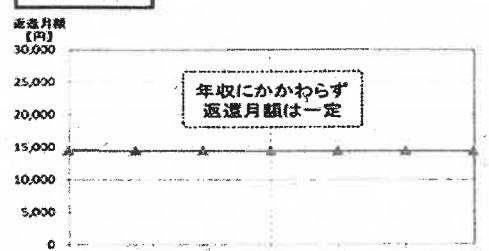
■ 奨学金延滞者の状況

- ▶ 奨学金の延滞者（延滞期間が3か月以上の者）は、平成22年度以降減少傾向にあるものの、平成28年度末時点では依然として16.1万人が存在

■ 所得連動返還型奨学金制度の状況

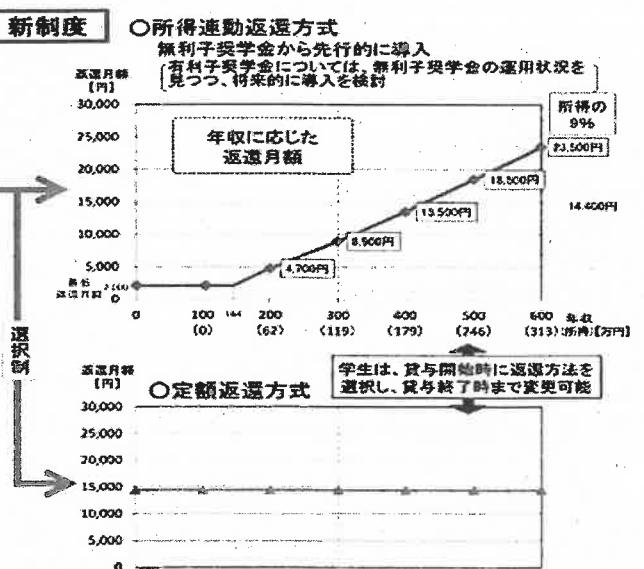
- ▶ 現行制度では、制度が開始された29年度以降の第一種奨学金（無利子）採用者が対象
- ▶ 本制度は経済的に困難な返還者への救済措置であり、既返還者が対象外なのは不公平

現行制度



返還のモデルケースとして、無利子奨学金の
私立自宅生の貸与額（貸与総額259.2万円、
貸与月額6.4万円、貸与期間48ヶ月）を設定

新制度



※経済的に困難な返還者への救済措置（返還期限猶予制度）

本人の年収が300万円以下の場合、申請により通算10年間、返還を猶予することができる

※奨学金申請時に家計支持者（保護者等）の年収が300万円以下の場合は、猶予の期間制限なし